

行政書士いわて



第125号 平成24年4月20日発行

発行所 岩手県行政書士会 発行人(会長) 田村 格
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階
TEL 019-623-1555 FAX 019-651-9655



北上市・展勝地の桜

Contents

- | | | | |
|----|--------------------|------|-------------|
| P2 | 日行連会長・新年度挨拶 | P6-8 | 日行連研修会参加報告 |
| P3 | 東北運輸局長感謝状贈呈式 | P9 | 会員の動向・本会の動き |
| P4 | 「H23 被災車両無料相談」を終えて | P10 | 「政連通信いわて」 |
| P5 | 「法テラス大槌」に参加 | | |

新年度挨拶

— 復旧、復興に向けて —

日本行政書士会連合会

会長 北山孝次



平成23年3月11日に発生した東日本大震災から早一年が経過しました。改めてこの一年を振り返りますと、政府、自治体は震災の事後対応のみに追われた感の一年でした。

警察庁発表によると、平成24年3月21日現在、死者15,854名、行方不明3,143名、負傷者6,025名、家屋全壊129,286戸、家屋半壊254,632戸とされています。この数

字により大震災が人命財産に如何に甚大な被害をもたらしたかがわかります。

改めて、東日本大震災で被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々、ご遺族には衷心よりお悔やみ申し上げます。

大震災以来、岩手県行政書士会におかれましては電話無料相談のみならず、東北運輸局主催の被災車両抹消登録出張受付への相談員の派遣や、岩手会独自の被災車両抹消登録出張受付を行うなど、積極的に被災者支援に取り組んでられました。自らが被災する中でこれらの活動に邁進されたことには誠に頭が下がる思いです。

この岩手会の活動が評価され東北運輸局から感謝状が贈呈されたことは、田村会長をはじめ会員の皆様方の被災者支援に向けた熱い思いの表れであり、敬意を表します。

また、被災地における多様化する相談内容に対応するため、大槌町に法テラスの相談所が開設されることに伴い、岩手会として相談員の派遣等、取組を強化されると聞き及んでいます。行政書士として社会貢献されることに連合会長として感謝申し上げます。

被災地の復旧、復興の道のは遠く厳しいものがあります。如何に時間がかかろうとも、被災された方々がおられるかぎり、その痛みや苦労を分かち合い、その方々を支え、援け、東北地方の美しい山河を取り戻し、真の復興を果たすまで、本会として、なしうる限りの支援活動に尽力してまいり所存です。今後とも岩手会の皆様と手を取り合って復旧、復興に取り組んでまいりたいと考えております。

《表紙の写真》

平成22年4月19日撮影

北上支部・小田島正志会員（広報監察部）

東日本大震災に係る東北運輸局長感謝状贈呈式

岩手県行政書士会副会長 畠山 弘

平成24年3月12日午後1時30分から仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎大会議室で行われた東日本大震災に係る東北運輸局長感謝状贈呈式に行ってきました。

東北各県のバス協会は、被災地からの被災者輸送などに当たり関係者と調整を行いバスによる輸送を確保し、被害者支援に貢献したことが対象でした。各県トラック協会は、被災地への支援物資の運搬を評価されましたし、社団法人全国霊櫃自動車協会の東北各県支部に対しては、御遺体の緊急搬送に対する評価でした。東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災者への自動車関係支援連絡会議は、被災した自動車の諸手続について避難所を回り無料受付を行ったようです。岩手県自家用自動車協会及び宮城県自動車協会は自動車の登録申請に必要な書類を無料で提供したことが大きく評価されたようでした。



岩手県行政書士会は、当局が避難所で開催した「出張受付」や「移動自動車相談所」で相談業務を行うとともに、「廃車手続き無料受付所」の開設や電話による無料相談を行うなど被災者支援に尽力したことが評価の対象で、岩手会を代表して、田村会長が表彰を受けました。

宮城県行政書士会は、当局が避難所で開催した「出張受付」で相談業務を行うとともに、被災地で無料受付を行うなど被害者支援に尽力をしたことが評価の対象となり、高橋靖祐会長が表彰されました。

福島県行政書士会は、当局が避難所で開催した「出張受付」や「移動自動車相談所」で相談業務を行うとともに、無料電話相談や無料受付を行うなどで被災者支援に尽力したことで國分重信会長が表彰されました。

福島県行政書士会福島支部運輸交通部会は、被災した自動車の諸申請について無料受付を行うなど被災者支援に尽力したことを評価されて、丹野豊子部会長が表彰されました。



(左から) 丹野豊子福島支部運輸交通部会会長、國分重信福島会会長、清谷伸吾運輸局長、高橋靖祐宮城会会長、田村格岩手会会長



他18団体1個人に対して東北運輸局長から感謝状を頂いてきました。各業種各個人が、被災者支援にそれぞれの立場でプロ意識を持って対応したことが頼もしく感じられました。

これから本当の復興に向けて行政書士が町の法律家として、活躍を期待されています。頼りになる町の法律家として、被災者に寄り添っていきたく強く決意しました。

がんばろう東北。がんばろう日本。

「平成23年度の被災車両廃車手続無料相談」を終えて

業務部次長 阿部 英男

まずは、被災された会員各位に対し、心よりお見舞い申し上げます。

宮古会場から始まった「被災車両の廃車手続無料相談」も、3月17日の釜石会場をもって、一旦終了することとなりました。相談員の方々には、朝6時あるいは7時に自宅を出られ、会場集合9時30分そして会場設営、10時開始、相談業務終了午後4時（冬場は午後3時終了）、帰宅時間が午後7時あるいは8時近くとハードな日程を消化し、当初は、昼食も満足に取れないくらい被災者が多く訪れ、体調管理も難しかったことと思います。

しかしながら、一言の不満もなく連続して協力いただきました。また、大船渡支部の蒲生会員には、身の回りの整理等が不十分の状態にもかかわらず、地元のためにと仮設のご自宅から自転車で陸前高田会場に通っていただきました。ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございます。そしてお疲れ様でしたと心より申し上げます。

無料相談が始まった当初は、会場周辺がまだ整備されておらず、瓦礫の山が幾つもでき、鉄筋が剥き出しになった建物の残骸がそのままになっていたり、つくづく津波の恐ろしさ、凄まじさを感じざるをえませんでした。

相談に来られる被災者の方々も、両親や肉親を亡くしたり、新築して間もない自宅を流失したり、購入したての車を流失してローンのみが残ったなどいろいろな事情を抱え、やり場のない不安や不満を相談員に語りかける方もいらっしゃいました。

また、秋以降は徐々に、被災者の方々も落ち着きを取り戻しつつあり、会場周辺の瓦礫も姿を消して、空き地にはプレハブの仮設商店街ができ、日中は活気付いてきたように思われますが、相談者の中には、亡くなられた方に対する心の整理がつかず、故人名義の車両を抹消登録することに躊躇しながら、手続きを終えて帰られる方もいました。

そのような状況を目の当りにして、我々行政書士が、被災車両の事だけではなく、被災地、被災者の方々にどの様に接し、どの様な支援等が可能なのか真摯に考えなければならないと強く思いました。

会員への協力要請の折、「車両登録」以外ならば協力できるのだがと話される会員も居り、会員の総意をもって個々の能力、知識、経験を結集させ、岩手県行政書士会として、今後の支援活動が展開できるならば、被災地復興および被災者生活支援のため、おおいに貢献できるのではないのでしょうか。

会長、副会長はじめ役員会においては、次なる被災地支援策を考えておられるようなので、早急に具体化し、実行されんことを強く期待したいと思います。その際、一人の会員に責任を負わせるのではなく、プロジェクトチームなりを編成し、メンバー全員が責任を共有するような組織づくりを行って、被災地、被災者の目線にあったニーズを研究し、的確な公的支援制度、援助、相談窓口等を把握し、迅速な対応が取れる活動が必要であると思います。

最後に、会員各位の熱意と行動力を期待します。

【東日本大震災対策本部県民支援部門の活動実施状況】

日付	活動内容	開催地	派遣会員数	相談・受付件数
1月21日	何でも相談・被災車両廃車手続無料相談	大槌町	6名	15件
1月28日	何でも相談・被災車両廃車手続無料相談	釜石市	6名	19件
2月25日	何でも相談・被災車両廃車手続無料相談	釜石市	4名	10件
3月17日	何でも相談・被災車両廃車手続無料相談	釜石市	4名	7件

～「法テラス大槌」に行政書士が相談員として参加～



副会長 細川 榮子

平成24年3月10日(土) 午後1時から「法テラス大槌(日本司法支援センター大槌出張所)」の開所式が行われ、田村会長、畠山副会長、細川が出席しました。高台にある大槌町中央公民館には、日本司法支援センターの梶谷剛理事長はじめ日本弁護士会の宇都宮健児会長ほか関係者約80人が出席し、挨拶では、設置が遅かったお詫びのほかに、親身な相談、被災者の生活再建に向けた細かな対応をさせて戴く旨などが話されました。最後に行われた開設を祝うテープカットイベントには、田村会長も参加しました。

開所式に先立ち、午前10時30分から相談会が開催されました。役場仮庁舎の北側に建てられたプレハブ平屋の「法テラス大槌」には、相談室が4室あります。今後は、月・水・金曜日に弁護士、火曜日は司法書士、木曜日が行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、税理士(隔週)が相談にあたります。平成26年3月迄の開設予定で、時間は午前10時から午後4時まで(冬期間は午前10時30分から午後3時30分)です。移動相談車両も2台あり、ワゴン車内には広い相談スペースが設置されていて、大槌町内のほか釜石市、山田町等の仮設住宅にも巡回または送迎をして被災者の相談に応じるとの事でした。



2012.3.12(月) 法テラスは国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター
法テラス大槌 OPEN!

はじまります。無料の法律相談。

自害に
関する相談
 離婚相談
 相続相談
 借金相談
 労働相談

弁護士・司法書士による無料法律相談
 弁護士・司法書士が決まった曜日に対応し、ご本人などを呼んで、法テラスまたは弁護士会・司法書士会の無料法律相談を受けることができます。

4分野の専門家による無料相談
 行政書士 税理士
 社会保険労務士 社会福祉士

弁護士・司法書士専用の立寄りも
 収入、資産が一定額以下の場合に請求する事案、被害、裁判の代理人費用などの金銭支援もご利用いただけます。

例えば、「ローン」「相続」「税金」など、いくつかの分野にまたがる問題についても、「法テラス大槌」ですべて相談することができます。

3/10 法テラス大槌開所記念 一律無料相談会開催!
 時間: AM 10:30~PM12:30 会場: 法テラス大槌
 弁護士や司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる無料相談会を開催いたします。

※事前予約優先となりますので、下記の電話番号までお問い合わせください。

相談の予約はこちら

日本司法支援センター
法テラス大槌 ☎0503383-1350
本館(大槌町) 平日(午前9時~午後5時) 日本司法支援センター大槌出張所(高台) 平日(午前10時~午後4時) 大槌町公民館(高台) 平日(午前10時~午後4時)

宮城県沿岸部には、既に3ヶ所(南三陸町・東松島市・山元町)が設置されておりますが、法的サービスが行き届かない沿岸地域の被災者の方々が、ここで色々な問題を解決できる事はとても意義があり、また相談員として行政書士ほか専門士業者が関与する事でさらにきめ細かな対応が出来る事と思います。なお、行政書士への相談も回を重ねるごとに増え、4月12日(木)には午前3件、午後2件の相談があったとの事です。

相談員は、被災地支援相談員にご応募戴いている会員の中からお願いしております。今後も、法テラスのみならず、いろいろな形で被災者の方々への支援を続けたいと思っておりますので、会員各位のご協力を何卒宜しくお願い致します。

「知的資産実務研修会」参加報告



業務部長 広野善弘

日本行政書士会主催の標記研修が、2月24日（金）日行連会館で開催され参加してきました。研修会の科目、講師については以下のとおりです。

第1時限 「種苗法の概要」

- 講師：農林水産省 食料産業局新事業創出課 法令担当専門官 大原 純平 氏
- 研修概要：種苗法の概要、沿革、UPOV 条約、品種登録と育成者権の付与・保護、品種登録手続、品種登録の要件、品種登録出願、育成者権、農業者の自家増殖、登録品種の実例等々。
- 私見：農業県岩手においてもリンドウ、リンゴ、米等数多くの出願、登録が行われています。品種登録出願から育成者権の保護、「利用」行為に係わる契約書の作成に係わる業務として一定の知識レベル担保の必要を感じてきました。

第2時限 「知的資産経営報告書の作成事例」

- 講師：①日行連 第3業務部知的資産部門 専門員 大脇伸太郎 氏
②大阪府会 知的資産専門部会長 杉浦 達昌 氏
③滋賀会 経営部会長 谷田 良樹 氏
④東京会 企画開発部業務研究会座長 塩田英治 氏
⑤愛知会 法人経営部委員 丹所 美紀 氏
- 研修概要：①知的資産とは？見えない（無形の）強み→企業競争力の源泉→「知的資産」
②行政書士なら誰でもできる知的資産経営コンサルティング業務について
③「報告書」作成支援の実績→完成済み25件。作成・公開後の「効果」
④自分の行政書士事務所の知的資産報告書を作成し営業ツールとして活用
⑤H21年行政書士登録し開業。当初から自己研鑽し、大阪での知的資産研修会にも参加し中小企業魅力発信レポート4社作成支援の苦勞、工夫など。
- 私見：東北地方においてははまだ手つかずの業務ですが、「報告書」の存在と内容が、企業の信頼度向上、従業員との経営ベクトルとの共有による効果等があることを丁寧に講義いただきました。活用が必要と感じています。

第3時限 「著作権法の概要と登録制度」

- 講師：文化庁 長官官房 著作権課 著作権登録・普及係 係長 壇上 容子氏
- 研修概要：著作権法概要、知的財産権、著作物、著作者・著作権者、権利の内容、保護期間、著作権登録制度、移転、権利の変動と登録、登録の確認
- 私見：質問時間の中で、ゆるキャラの「ひこにゃん」の著作権問題がありましたが、キャラクター制作の契約書の不備をついた争いで、法律の理解を深くしないとイケない部分と思いました。

「新たな在留管理制度に関する研修会」参加報告

申請取次管理委員会副委員長 広野善弘

日本行政書士会主催の標記研修会が3月5日（月）、千代田区砂防会館「シェーンバッハ・サポー」で開催され参加してきました。

「新たな在留管理制度に係わる法制度面の開設等」については法務省入国管理局 参事官室 補佐官 重友和明氏が講師で、「新たな在留管理制度のもとでの申請取次等」については同管理局 審査管理部門 統括審査官 江田明典氏が講師でした。

前段の部分は、2012年7月9日から新しい在留管理制度がスタートする法制度の説明で、かなり大幅な法制度改正です。ポイントとしては次の4点が挙げられています。

- ポイント1 「在留カード」が交付されます。
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係わる許可に伴って交付されます。
- ポイント2 在留期間が最長5年になります。
在留期間の上限が「5年」となったことにより、各在留期間が追加されます。
5年、4年3カ月、4年、3年3カ月、6月、3月等
- ポイント3 再入国許可制度が変わります。
有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。（「みなし再入国許可」といいます。）
- ポイント4 外国人登録制度が廃止されます。
新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。
中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」と見なされます。

今後、申請取次行政書士の業務として、地方入国管理官署での手続において、在留資格に関する手続の他、在留カードに関する変更届出、有効期間更新申請、再交付申請に係わる書類提出等の業務を行うことができます。

後段の部分の実務のついての研修の中で、要項は現在策定中とのことで、申請取次を行っている行政書士からの質問事項に答える研修内容となりました。15項目の実務的質問への回答となっていますが、日行連から資料が届くと思われしますので関係者には後ほど配布できればと思います。

今回の新たな在留管理制度は、大幅な法制度改正であり、国際交流協会等においても日本に在留する外国人への周知のため各母国語によるパンフレットが置いてあります。

新しい在留管理制度の導入にあわせて、外国人住民の方は住民基本台帳の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3カ月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

「ADR研修会」参加報告

司法 ADR 委員会委員 坂本眞悦



日行連主催の ADR 研修会に 2 月と 3 月に参加してきましたので、会員の皆様に研修内容と感想を報告させていただきます。

昨年は東日本大震災のため ADR 研修会には参加できませんでしたが、今回の研修会は一昨年以来 2 年ぶりの参加となります。

北山会長、加藤副会長のご挨拶にて、全国各単位会の認証状況の報告がありました。2 月現在、法務省 ADR 認証団体は 108 団体、日行連関連では 7 団体（東京、神奈川、愛知、新潟、京都、和歌山、岡山）とのことです。その後兵庫会が認証を受け、現在北海道会、埼玉会が認証申請中。全国で会員数が 400 名未満の単位会は約 20 単位会にて、財政基盤や能力担保がなかなか難しい単位会もありますが、認証がこれからの単位会でも是非 ADR 分野には関わって欲しい、また各地協で一単位会は認証を受けてほしい旨のことをおっしゃっていました。

当会では今のところ諸事情により認証を受けるまでには至っていないのですが、各会とも情報交換しながら ADR 分野に関わってゆくことの必要性を強く感じています。

研修会は、認証を受けた単位会の報告とワークショップ方式による研修が主な内容です。各単位会報告では、ADR 認証に至るまでの手続実施者養成研修内容、弁護士会との協定協議、法務省との認証協議、また認証後の運営及び手続管理（ADR センター内のシステムづくり）、広報活動等々詳細にわたる報告があり、各会の担当スタッフの長期にわたるご苦労がうかがわれました。

私見ではありますが、研修報告でありました某 ADR センター長の『ADR は、今は赤字でも社会貢献分野であり、また行政書士のプレゼンスアップ（存在価値アップ）でもある。将来をみてくださいという、先行投資である』との報告には熱いものを感じざるをえません。

ワークショップは東京 ADR センター長の伊藤先生はじめスタッフの方々が担当され、講義の「調停人育成のヒント」（行政書士による ADR の展開、行政書士が ADR を扱うことの意味等々）は、とてもわかりやすく、行政書士の日常業務でも活用できる内容であり、是非本会会員にもお伝えしたい講義内容と思います。

後半のワークショップ研修は模擬調停が主な内容です。自主交渉援助型（対話促進型）調停において用いられる手法・技法をベースにした模擬調停は、模擬調停慣れしていない私としましては四苦八苦状態で、模擬調停研修を実施している各会の参加者とのレベルの差に、力量不足を強く感じました。伊藤先生が研修最後におっしゃっていた『ADR 分野は、行政書士の日常業務にも大いに役立つ分野です』がとても印象に残っています。

今回の研修の際に、講義の「調停人の育成のヒント」や模擬調停等のワークショップを取り入れた ADR 研修会を、本会でも研修したい旨伊藤先生にお伝えしましたところ、ご多忙のところ日程調整していただきました。つきましては、5 月 18 日（金）に 2 年ぶりの ADR 研修会を本会にて開催する運びとなりましたことをご案内させていただきます。会員の皆様には、「行政書士の日常業務にも役立つ ADR 研修会」へ、一人でも多くのご参加をお待ちしております。

会員の動向

(敬称略)

入会 おめでとうございます

	菊池 捷之	北上支部	H24. 3. 15 入会	024-0061 北上市大通り一丁目3番
	3月に登録入会させて頂きました私、何をか言わんや60歳代を折り返しております。3.11大震災後の岩手の頑張りを目の当たりにし、私も人生の復興に挑戦です。ご指導の程 よろしくお願ひ致します。			1号 おでんせプラザぐる〜ぶ2階
				きくかつ行政書士事務所
				0197-72-5096

変更 よろしくお願ひします

年月日	氏名	支部名	新事務所所在地	新電話番号
H24. 1. 13	海鋒 昌江	水沢	023-1104 奥州市江刺区豊田町一丁目11番20号	0197-35-0010
H24. 3. 15	神山 重久	水沢	023-0855 奥州市水沢区字南大鐘105番地2	0197-24-3946

退会 大変お疲れさまでした

平成24年1月12日付 宮古 邦彦(久慈支部)

平成24年3月31日付 豊間根 三郎(宮古支部) 白岩 英紀(遠野支部) 栗原 勲(一関支部)
 芦萱 陽一郎(一関支部) 秋山 信勝(盛岡支部) 石亀 貢(盛岡支部)
 工藤 容民(盛岡支部)

平成23年12月26日付 辻鼻 大作(久慈支部) 死去・ご冥福をお祈りします

本会の動き

(1.15~3.31)

- 1.19 日行連理事会 於:日行連 田村格会長出席
- 1.20 日行連賀詞交歓会 於:日行連 田村格会長出席
- 1.27 産廃協新春懇話会 於:ホテルメトロポリタン盛岡本館 田村格会長出席
- 2.1 東日本大震災災害対策本部緊急理事会 2.2 川徳無料相談 10:00~16:00 坂本眞悦会員
- 2.3 第8回業務研修会インターネット研修
 (盛岡会場)於:アイーナ 田村会長以下22(26)名 (江刺会場)於:江刺生涯学習センター 及川副会長以下7(9)名
 「風俗営業2号申請の施設基準等について」講師:警察庁生活安全局保安課警視 佐藤政弘氏
 「事業引継ぎ支援制度について」講師:経済産業省中小企業庁事業環境部企画課企画調整係長市川博規氏
 「第2会社方式について」講師:経済産業省 中小企業庁事業 経営支援部 経営支援課 飯村道氏
 「事業承継における専門家の果たす役割について~支援環境の整備と支援観点の変化を踏まえて~」講師:
 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部事業承継知的資産経営支援室 事業承継コーディネーター大山雅己氏
- 2.7~8 日行連 電子申請推進委員会 於:日行連 田村格会長出席
- 2.9~10 日行連 ADR 研修 於:日行連 坂本眞悦会員
- 2.13 広報・監察部部会 於:事務局 畠山弘副会長以下6名
- 2.24 日行連知的資産実務研修会 於:日行連 広野善弘会員出席
- 2.25 コスモス成年後見サポートセンター岩手支部設立打合せ 於:農林会館 岡田秀治委員長以下6名
- 2.27 司法 ADR 研修委員会 於:事務局 廣嶼文哉委員長以下4名
- 2.27~28 日行連 電子申請推進委員会 於:日行連 田村格会長出席
- 3.1 第9回業務研修会 於:岩手県自動車会館 細川榮子副会長以下23(29)名
- 3.1~2 日行連 ADR 研修 於:日行連 坂本眞悦会員 3.1 川徳無料相談 10:00~16:00 ニッ神厚子会員
- 3.3 東北地協業務開発担当者会議 於:パレス宮城野 田村格会長以下3名
- 3.5 日行連「新たな在留管理制度に関する研修会」 於:日行連 広野善弘会員

- 3.7 第9回業務研修会 於:岩手県自動車会館 田村格会長以下25(32)名
- 3.7 コスモス成年後見サポートセンター支部長会 於:メルパルク仙台 広野善弘会員以下2名
- 3.9 第3回業務部部会 於:事務局 細川榮子副会長以下5名
- 3.12 第7回選挙管理委員会 於:事務局 千葉幸兵委員長以下4名
- 3.12 東北運輸局長感謝状贈呈式 於:仙台第4合同庁舎 3.23~30(6日間) 年度末自動車登録相談員
- 3.14 第4回総務・経理部会 於:事務局 細川榮子副会長以下4名
- 3.16 産廃協理事会 於:内丸ビル6階 畠山弘副会長出席 3.26~30(5日間) 軽自動車登録相談員
- 3.16 行政書士試験報告会 於:富士屋ホテル 田村格責任者出席
- 3.19 第3回正副・総務・経理部長会議 於:事務局 田村格会長以下5名
- 3.27 産学官民連携組織「岩手ネットワークシステム(INS)」との交流会 於:岩手大学盛岡市産学官連携研究センター 田村格会長以下3名

年度末自動車・軽自動車登録相談

例年は5日間ですが、平成23年度は6日間にわたり行われました。人員の関係で3日間、4日間ご担当された方もいらっしゃったようです。本当にお疲れ様でした。普通車・軽自動車を合わせた総受付件数は879件でした。



✿ 編集後記 ✿

北国岩手にも桜便りが聞かれる頃となりました。時の流れの早さは、常に実感するところですが、会報を担当して3号目。原稿をお寄せいただく皆様には、ご多忙にも拘らず、いつも、会のためにと快くお引き受け下さいまして、心より感謝申し上げます。執行部や各部等の活動、全国研修会の報告等々の原稿を入手するごとに、私自身これまで気づかなかったことや、皆様方のご苦勞を知ることができたと思っております。会員の皆様におかれましては、今後も原稿掲載のお願いをさせていただくと思っておりますが、その折には、何卒よろしくお願い申し上げます。

(広報監察部次長 菊池 敏江)

政連通信いわて

第55号 平成24年4月20日発行

発行所 日本行政書士政治連盟岩手県支部 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階 発行人(支部長) 田村 格 TEL 019-623-1555 FAX 019-651-9655

行政不服審査法に係る不服審査手続きの代理権付与を求める請願採択

本会では、平成24年3月16日田村会長と県議会議員小野寺 好先生が岩手県議会に対して、行政不服審査法における不服申立ての代理権獲得の請願をいたしました。県議会では、3月21日の第4回県議会定例会本会議において、意見書を発議し関係機関に要望することとして採択されました。

日政連の目的そしてその効果

日本行政書士政治連盟(日政連)は、日本行政書士連合会((日行連)と連携して行政書士の社会的、経済的地位の向上目指し制度の充実等を図り、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的にしています。

行政書士の政治連盟は、個々の思想信条や政治理念ではなく、行政書士制度の充実発展のためにだけある存在であり、その結果は、等しく個々の行政書士に及ぼすものであります。行政書士となったからには行政書士制度の充実発展のため協力することは当然のことと思います。

(幹事長 及川暉久)